

ID: 391

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	特例施設介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第49条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第49条第1項各号及び政令第22条の規定による。 (特例施設介護サービス費の支給) 第49条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。 (1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) その他政令で定めるとき。 以下 略 介護保険法施行令 (特例施設介護サービス費を支給する場合) 第22条 法第49条第1項第2号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和3年6月11日